

「第337回 判例・事例研究会」

オンライン授業と著作権

| | |
|-----|----------|
| 日 時 | 令和2年5月7日 |
| 報告者 | 弁護士 沖 陽介 |

【ご相談内容】

「我が高校は、新型コロナウイルス感染症の影響により休校中であるところ、オンラインで授業を実施したいと考えているが、注意すべき点はないか。」

→ 教科書等を読み上げたり、板書したりする講義内容をオンライン送信し、または予習・復習の教材をメールで送信することなどができるか。

【関連法令】

改正著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）

- 1 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※ 令和3年5月24日までに施行されることになっていたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、施行が令和2年4月28日に前倒しになった。

※ 文化庁長官が指定する授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が補償金を預かり、権利者に分配する業務を行う。

| | | | | | | |
|------------------------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 教室での対面授業 | | | 遠隔合同授 業等 | スタジオ型 の遠隔授業 | オンデマン ド型 |
| 配信側の 教室等に おける生 徒の有無 | 有り | | | 有り | 無し | 無し |
| 教授と受 講のタイ ミング | 同時 | | | 同時 | 同時 | 異時 |
| 著作物の 利用形態 | 複製 | 公の伝達 | 公衆送信 | 公衆送信 | 公衆送信 | 公衆送信 |
| 著作権法 上の扱い | 許諾不要・ 無償 35I | 許諾不要・ 無償 35I | 許諾不要・ 補償金 35II | 許諾不要・ 無償 35III | 許諾不要・ 補償金 35II | 許諾不要・ 補償金 35II |

※ 説明の便宜上、簡略化した図表である。

【令和2年度に限った特例措置】

新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度に限り補償金を無償にするという扱いが行われることになった。